

令和8年度正規雇用転換支援事業 企画提案募集要領

1 事業の名称

令和8年度正規雇用転換支援事業

2 事業目的

別添「令和8年度正規雇用転換支援事業仕様書」のとおり

3 事業の内容

別添「令和8年度正規雇用転換支援事業仕様書」のとおり

4 応募資格

応募の資格者は、応募する時点で次の要件を全て満たす者とする。

- (1) 愛知県内に事業所を有する法人又は法人以外の団体等であること。
- (2) 求職者への就労支援の履行実績を有する者であること。
- (3) 愛知県から、製造の請負、物件の買い入れその他の契約に係る資格停止措置を企画提案書受付期間に受けていないこと。また、資格停止措置に準ずる行為を行っていないこと。
- (4) 企画提案書提出期限の時点において、令和8・9年度愛知県入札参加資格者名簿登録業者で、業務（大分類）「03:役務の提供等」のうちの営業種目（中分類）「16.その他の業務委託等」に登録していること。
- (5) 「愛知県知事が行う事務及び事業から暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）に基づく排除措置を受けていないこと。
- (6) 宗教活動若しくは政治活動を主たる目的とする団体、暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体や個人でないこと。
- (7) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者（破産者で復権を得ない者等）でないこと。
- (8) 国税及び地方税の滞納がないこと。

5 募集期間

令和8年4月13日（月）から令和8年5月7日（木）午後5時まで

6 契約条件

- (1) 契約金額限度額
総額で10,493,604円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。
- (2) 契約保証金
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の16第1項及び愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号）第129条の2に基づき、契約金額の百分の十以上の金額とする。ただし、同規則第129条の3に該当する場合は、全額を免除する。
- (3) 契約期間
契約締結日から令和9年2月26日（金）まで

(4) 委託費の支払条件

事業完了検査合格後、精算払いとする。

(5) 支払額の確定方法

事業完了後、実績報告書に基づき原則として現地調査を行い、支払額を確定する。支払額は契約金額の範囲内であって、支出を要したと認められる費用の合計となる。このため、すべての経費にはその収支を明らかにする帳簿類及び領収書等の証拠書類が必要となるので整備しておくこと。

(6) その他

企画提案の内容に基づく積算額は、契約時においても同じ条件の下で、その額を超えることは認めない。なお、提案内容等を勘案して決定するため、委託契約額が見積額と同額になるとは限らない。

7 事業説明会の開催

以下のとおり事業説明会を開催する。なお、会場の都合により、出席者は1事業者2名以内とする。※説明会への参加は必須ではないが、可能な限り参加すること。

(1) 日 時

令和8年4月16日(木) 午後2時から

(2) 場 所

愛知県自治センター6階 601会議室
(名古屋市中区三の丸二丁目3番2号)

(3) 内 容

事業内容の説明

(4) 申込方法

以下を記載した電子メールを令和8年4月15日(水)午後5時までに送信すること。

- ・件 名：「令和8年度正規雇用転換支援事業説明会参加申込み」
- ・本 文：①貴社(団体)名
②参加者氏名【全員分】
③連絡先(電話番号・電子メールアドレス)【代表者のみ】
- ・送信先：shugyo@pref.aichi.lg.jp
- ・持ち物：募集要領、仕様書及び企画提案書等作成要領等は各自持参すること。

8 応募方法

本事業の受託希望者は、下記により企画提案書等を提出すること。

提出にあたっては、別添「令和8年度正規雇用転換支援事業企画提案書等作成要領」を確認のうえ、作成すること。

(1) 企画提案書等の提出

ア 提出書類

- ① 提案応募書(様式1)
- ② 業務実施体制(様式2)
- ③ 企画提案書(様式任意)
- ④ 経費積算内訳書(様式任意)

- ⑤ 社会的価値の実現に資する取組に関する申告書・添付書類（様式3）
- ⑥ 公共職業安定所に報告した「公正採用選考人権啓発推進員選任状況報告書」の写し
- ⑦ 企業案内パンフレット等提案者の概要がわかる資料（様式自由）
- ⑧ 定款又は寄付行為の写し（法人格を有しない場合は、運営規約に相当するもの）
- ⑨ 貸借対照表、損益計算書又はこれらに類する会計書類（直近1年分）
- ⑩ 国税、県税、市町村税それぞれについて未納がない旨の証明書

イ 提出部数

各8部（正本1部 副本7部）

※ 1…「ア 提出書類」のうち、⑤及び⑥は該当する場合のみ。

※ 2…「ア 提出書類」のうち、⑤・⑥・⑨・⑩は、副本への添付不要。

ウ 提出仕様

A4判、縦置き、横書き、左綴じ（A3判を使用する時は三つ折りにすること）

エ 提出期限

令和8年5月7日（木）午後5時（必着）

※企画提案書に不備等があり提出期限までに整備できない場合は、当該企画提案書は無効とし、提出書類は返却しない。

オ 提出方法

持参又は郵送（配達証明に限る）

- ・直接持参の場合の受付時間は、土・日・祝日を除く平日の午前9時から午後5時までとする。
- ・電子メール及びFAXによる応募は受け付けない。

(2) 提出書類の取り扱い

ア 提出された企画提案書は、返却しない。

なお、企画提案書は本委託業務における受託事業者の選定以外の目的で使用しない。

イ 企画提案の応募に関して要した経費は、応募者の負担とする。

ウ 企画提案は1事業者1案とする。

エ 実施にあたっては、採用された企画提案書の内容を協議のうえ変更することがある。

オ 情報公開のあった企画提案書については次のとおり取り扱う。

- ・採用となった企画提案について行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき開示する。
- ・不採用となった企画提案について行政文書開示請求があった場合は、愛知県情報公開条例に基づき、提案者の意見を踏まえた上で、県が対応について判断する。

(3) 提出先・応募に関する問合せ先

〒460-0003

名古屋市中区錦2丁目14番25号 ヤマイチビル9階（ヤング・ジョブ・あいち内）
愛知県労働局就業促進課分室 あいち若者職業支援センター（内田）

電話 052-232-2352 電子メール shugyo@pref.aichi.lg.jp

9 選定事業者数

1 者

10 提案事業の審査・提案等

(1) 審査方法

提出された企画提案書について、県が設置する選定委員会において、プレゼンテーションによる審査を行い、受託事業者を選定する。

ただし、3者を超える提案があった場合は、選定委員会での審査に先立ち、書面審査を行い、上位3者を選定委員会での審査の対象とする。

なお、企画提案者が1者となった場合であっても、選定委員会における審査を行い、選定委員会が定める最低点を超過している場合に限り、受託事業者として選定する。

選定委員会は非公開とし、審査の経過等、審査に関する問合せ及び異議申し立てには応じない。

(2) 選定委員会について（予定）

ア 日時

令和8年5月12日（火）午前10時半から正午

イ 場所

愛知県庁周辺の会議室を予定

ウ 選定方法

提出された企画提案書を使用して、1事業者10分間程度のプレゼンテーション後に質疑応答を行う。

(3) 照会等

審査に至る過程で必要に応じ、追加資料を請求する場合がある。

(4) 審査基準（書面審査も同様）

ア 事業の実施体制（実施体制は適切か）

イ 過去の事業実績（類似の事業の実施経験はあるか）

ウ 提案項目（事業目的を達成するために効果的な内容か）

エ 経費積算（事業費の積算は適切か）

オ 社会的価値の実現に資する取組状況（取組の有無）

(5) 選定の要件

応募者が、契約書を始め愛知県財務規則の規定に合意することを委託先としての選定要件とする。

(6) 選考結果

全応募者に対して書面で通知する。

(7) 契約

選定委員会において、最も優れた提案に選定された応募者と協議・調整のうえ、契約を締結する。なお、協議が不調に終わった場合は、次点の者と交渉する。

11 スケジュール（予定）

| | |
|--------------|--------------------|
| 令和8年4月13日（月） | 募集開始 |
| 4月16日（木） | 事業説明会 |
| 5月7日（木） | 企画提案書提出期限 |
| 5月12日（火） | プレゼンテーション審査、委託先の決定 |
| 5月中旬 | 契約、事業開始 |

12 その他

- (1) 企画提案書類提出後に辞退する場合は、辞退届（様式4）を提出すること。
- (2) 次の各号に該当した場合、企画提案者は失格となる場合がある。
 - ア 提案書類に明らかな不備があった場合、虚偽の内容が含まれていた場合、若しくは指示内容に違反があった場合。
 - イ 県職員又は当該企画競争関係者に対して、当該企画競争に関わる不正な接触の事実が認められた場合。
 - ウ この応募に参加した者が業務委託に係る競争入札等参加停止を受けることとなった場合。
- (3) 委託事業の開始から終了までの間、事業実施方法や進捗状況の確認等、事業の円滑な実施のために、定期的に県と連絡調整を行うこと。
- (4) 本事業に係る会計実地検査が行われる場合は、協力すること。

13 事業提案に関する質問

電子メールにて、令和8年4月23日（木）午後5時まで質問を受け付ける。

件名を「令和8年度正規雇用転換支援事業に関する質問」とし、就業促進課（shugyo@pref.aichi.lg.jp）あてに送信すること。

質問に対する回答は、速やかに、就業促進課のWebページに掲載し、個別には回答しない。